

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組						
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。						
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2010に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	737	1,412	2,728	2,824	2,675
		補正予算(b)	0	0	1,000	0	
		繰り越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	737	1,412	3,728	2,824	2,675
執行額(百万円)	731	1,317	3,603				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	生物多様性国家戦略2010	平成22年3月16日 (閣議決定)		第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画			

測定指標	1 「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		30%	-	-	-	36%	-	50%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 生物多様性地域戦略策定着手済数	基準値	実績値					目標値
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		6県	-	-	-	-	20都道府県	47都道府県
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]	基準値	実績値					目標値
		18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		国土の35%	国土の35%	国土の39%	国土の44%	国土の50%	国土の55%	国土の60%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>・平成22年度末時点で、生物多様性地域戦略については、20道府県が策定又は策定に着手している。また、植生図の整備図面数は国土の55%に達している。「生物多様性」の認識状況については、平成22年度は世論調査を実施していないため、進捗状況は不明であるが、2010年の「国際生物多様性年」にあわせた各種活動を通じて、生物多様性の認識は上昇しているものと考えられる。このため、すべての測定指標において目標値に近づいていると考えられる。</p> <p>・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>・平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、我が国は、議長国として議論をリードし、2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、遺伝資源の取得と利益配分に関する「名古屋議定書」等合計47の決定を採択するなどの大きな成果を挙げた。</p>
---------	--

施策に関する評価結果

目標期間終了時点の総括

<自然保護保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集>

【これまでの成果】

・自然環境保全基礎調査において植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データを着実に蓄積することにより、また、モニタリングサイト1000において高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングすることにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。
・環境省が設置した「生物多様性総合評価検討委員会」により、過去50年の我が国の生物多様性の状況について明らかにした「生物多様性総合評価」が取りまとめられ、平成22年5月に公表された。これにより、我が国における生物多様性の現状に関する理解の促進に貢献した。
・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。

【今後の方向性】

・生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を展開する一方、生物多様性国家戦略2010の実施状況に関する点検を行い、平成22年10月に開催されたCOP10の成果を踏まえた生物多様性国家戦略の見直しに着手する。

<国民への生物多様性に関する普及啓発>

【これまでの成果】

・生物多様性のコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」や、国民一人ひとりが生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」をさまざまな機会でも普及広報するとともに、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」の活用、国連が任命したCOP10名誉大使の活動支援、エコプロダクツ2010(東京)やメッセナゴヤ2010(名古屋市)などの環境総合展示会への出展を通じ、COP10と生物多様性に関する国民的理解の増進に貢献した。
・都道府県及び市町村による「生物多様性地域戦略」の策定を促進するため、平成22年6月から7月にかけて全国7箇所で開催した説明会を実施するとともに、関連情報の提供、地域生物多様性保全活動支援事業を通じて、各自治体の取組を支援した。
・生物多様性条約事務局が推奨する植樹活動である「グリーンウェイブ」の活動への参加を広く呼びかけ、全国で約1,600団体、約111,000人の参加を得た。
・2010年は国連が定めた「国際生物多様性年」に当たるため、国内の多様な主体の参画を得た「国際生物多様性年国内委員会(地球生きもの委員会)」を設立・運営し、キックオフイベント、映像作成等をはじめとした記念事業31件を実施した。

【今後の方向性】

・生物多様性国家戦略2010に基づき、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化等を行う。

<国際的枠組への参加>

【これまでの成果】

・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行を普及啓発においてリーダーシップを発揮した。
・ICRI東アジア地域会合を開催(平成22年6月:タイ)し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を策定し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
・国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約締約国会議への参加などに積極的に関与することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取り組みの進展に寄与した。
・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約・議定書に基づく査察を実施すること等により、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の青年の交流と生物多様性に関する意識の向上を目指すため、「生物多様性国際ユース会議in愛知2010」を66ヶ国、100名の青年の参加を得て開催し、本会議の成果をCOP10の場において発表した。 ・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」が発足した(事務局:国連大学高等研究所)。平成22年3月には愛知県名古屋市においてパートナーシップ第1回会合を開催した。現在、国、国際機関、団体が構成される合計74団体が加入している。 ・COP10に先立ち開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議の議論に係る情報収集を行い、同会議における名古屋・クアラルンプール補足議定書の採択に貢献した。またサイドイベントを実施し、我が国の取組を締約国に紹介した。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。 ・引き続きICRI東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。 ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。 ・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	・海洋生物多様性保全戦略策定にあたり、検討会を開催し学識者の知見を活用。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「生物多様性」の認識状況:環境問題に関する世論調査(平成21年6月調査/内閣府大臣官房政府広報室)
---------------------------	--

担当部局名	自然環境計画課 野生生物課	作成責任者名	塚本 瑞天 亀澤 玲治	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	-------------

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生						
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	232	227	286	356	311
		補正予算(b)	0	157	0	0	
		繰り越し等(c)	0	35	102	0	
		合計(a+b+c)	232	419	388	356	311
執行額(百万円)		227	328	363			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	生物多様性国家戦略2010		平成22年3月16日 (閣議決定)		第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画		

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		21	18	19	20	22	22	29
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-
	2 環境省の自然再生事業実施地区数	基準値	実績値					目標値
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		21地区	19地区	18地区	18地区	17地区	16地区	
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-
	3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	-	-	-	-	7地区 100%	100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産地域の保全管理体制の充実、里地里山保全活用行動計画の策定等、地域の特性に応じた保全・維持管理のための取組を着実に実施した。 ・平成22年度の自然再生協議会設立はなかったが、設立に向けた具体的な動きが展開された(1地区がH23年5月に設立)。また、環境省の自然再生事業実施地区数は平成22年度に1地区減少したが、これは交付金による事業の計画年度を終えた地区が、環境省の交付金に依らない取組へと展開したためである。 ・環境省の支援等により自然再生事業実施計画が新たに3件策定されるなど、全国各地で多様な主体による自然再生を実施した。 ・国立・国定公園の点検については、平成22年度は10件の見直し計画を立てて、すべて見直しを行った。
---------	--

施策に関する評価結果

目標期間終了時点の総括

<世界自然遺産>

【これまでの成果】

・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保全・管理を実施した。また、平成22年6月に、知床及び屋久島に続いて、白神山地について専門家で構成される科学委員会を立ち上げ、我が国の全ての世界自然遺産地域について科学的な保全・管理を進めるための体制を整えた。

・平成22年1月に世界遺産センターに推薦書を提出した小笠原諸島については、関係機関等と連携し、世界遺産の評価機関である国際自然保護連合の専門家による現地調査を、平成22年7月に受け入れ、その後の追加情報の要請等に適切に対応した。また、国内候補地である琉球諸島については、地域の協力を得ながら世界的にすぐれた自然環境の価値を保全するための方策を検討した。

【今後の方向性】

・世界自然遺産について、地元の意見と科学的な知見を管理に反映させるための管理体制と保全施策の充実を図る。また、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、引き続き適正な保全・管理を推進する。

・国内の世界自然遺産候補地である小笠原諸島と琉球諸島については、推薦及び一覧表記載に向けた取組を進める。特に、平成23年の世界遺産委員会において記載の可否が審議される予定の小笠原諸島については、記載に向けて必要な情報収集を進めるとともに、関係省庁・地方公共団体等と連携し、外来種対策や希少種の保全を一層推進する。また、琉球諸島については、世界的にすぐれた自然環境の価値を保全するため必要な方策を検討する。

・世界自然遺産地域(知床、白神山地、屋久島)に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、平成22年1月に推薦書を提出した小笠原諸島の登録を目指して外来種対策や登録の可否を評価するための調査団の受け入れを行う。また、推薦候補地として選定されている琉球諸島について保護地域の拡大や外来生物対策の推進など推薦に向けた条件の整備を進める。

<自然再生>

【これまでの成果】

・自然再生事業の実施にあたり、計画段階から専門家、地域住民等の参画や地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進するために必要な支援として、自然再生協議会設立の意向を持つ団体と既存協議会との意見交換、地域における自然再生のための手法の試行、自然再生に関する情報収集・提供等を実施した。

・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成22年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計22箇所(22年度単年度では0箇所)設立された。また、同法に基づく自然再生全体構想が22箇所で策定され、自然再生事業実施計画が24件(22年度単年度では3件)主務大臣に送付された。

【今後の方向性】

・多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。

	<p><里地里山> 【これまでの成果】 ・里なびホームページによりボランティア希望者に対して活動への参加を募集する団体の紹介や初心者向けの研修会の開催情報を掲載するとともに地域の関心に応じた取組事例や保全活動に関連した文献を検索可能とするデータベースを整備した。 ・里地里山の地域の人達や保全活動団体等を対象に、保全活動の促進や担い手の育成を図るため、保全再生計画づくりや具体的な保全活動技術を伝える専門家などによる技術研修会を全国で開催（H22までに40ヶ所）し、多くの方々の参加を得た。 ・これまで実施してきた里地里山保全再生モデル事業や全国の里地里山の調査・分析結果等を基に、専門家の意見を聞くとともに地方公共団体等へのヒアリングやパブリックコメント等を踏まえ、全国における里地里山の保全活用の展開を図るための「里地里山保全活用行動計画」を策定した。その中で、地方公共団体、企業、NPO、農林業者等里地里山に関わる様々な主体に対し、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針とその進め方及び国が実施する保全活用施策を具体的に示した。</p> <p>【今後の方向性】 ・里地里山における特徴的な取組を調査・分析し、その成果の分かりやすい発信を通じて、保全再生の取組を全国的に推進する。また、このような取組への支援により、地域における活動を継続させるとともに促進を図る。里地里山の自然資源の管理・利活用方策や保全再生活動への多様な主体の参加をえるための社会システムを構築し、地域での自律的な里地里山の保全再生の促進を図る。</p> <p><国立公園> 【これまでの成果】 ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。特に国立公園については、平成22年度以前の過去5年間に、41公園について見直しを行った。</p> <p>【今後の方向性】 ・国立・国定公園総点検事業や海域の国立・国定公園保管理強化事業の成果をふまえ、国立・国定公園の見直しの計画を順次立てていき、それを着実に実施することとする。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産地域（/候補地）科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。 ・自然再生協議会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。 ・里地里山保全活用行動計画の策定にあたり検討会を開催し、有識者の知見を活用した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名	塚本 瑞天 上杉 哲郎	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	-------------

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理						
施策の概要	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,184	1,437	1,497	1,512	1,416
		補正予算(b)	178	88	0	0	
		繰り越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,362	1,525	1,497	1,512	1,416
執行額(百万円)	1,347	1,503	1,479				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			

測定指標	1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	第3次レッドリストの公表	第3次レッドリストの公表	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
		特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(防除事業の実施箇所数)	基準値	実績値				
	18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度	
	9箇所	9箇所	20箇所	17箇所	19箇所	17箇所	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(国指定鳥獣保護区指定箇所数)	基準値	実績値					目標値
	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度	
60箇所	66箇所	66箇所	69箇所	73箇所	77箇所	-		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成18-19年度に公表したレッドリストの見直し作業を実施しており、これまで、カテゴリーの検討、評価対象種の対象要件・検討・ランク判定作業を行っており、平成24年度に公表することとしている。 従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、外来生物法の実効性を確保することにより、特定外来生物の拡散や被害の発生・悪化を防いだ。また、同法施行から5年が経過したことから、施行状況の検討作業に着手した。 鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、平成18年に策定した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更に向けた検討を行うとともに、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存> 【これまでの成果】 ・平成18-19年度に公表したレッドリストの見直し作業を実施しており、これまで、カテゴリーの検討、評価対象種の対象要件・検討・ランク判定作業を行った。レッドリストの見直しや、継続的な保護増殖事業の実施等により、希少野生動植物種に関する知見の集積や種の保存法指定種の生息数の維持・回復が見られた。 ・ワシントン条約第15回締約国会議における附属書改訂提案に対し、科学当局として情報を基に適切な対応を検討するとともに、条約対象種の審査マニュアルを作成し、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引の適正化に寄与した。</p> <p>【今後の方向性】 ・レッドリストを平成24年度までに公表するために、引き続き判定作業等を行う。レッドリスト掲載種(現在3,155種)をより効果的に保全していくため、平成23年度は、今後の希少野生動植物種の保全制度等のあり方の検討を実施する。 ・ワシントン条約に関しては、今後も締約国会議における議論や個別の国際取引の課題に対応するために必要な調査等を計画的かつ効果的に執行する。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> 【これまでの成果】 ・従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除事業を実施することにより、特定外来生物の拡散や被害の防止に一定の成果を上げている。 ・外来生物法に基づき、平成22年度までに特定外来生物を102種指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。その結果、外来生物法施行から現時点まで、新たな特定外来生物の我が国への定着は確認されていない。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や希少種の保護上、一定の成果が出ている。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認にあたって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(H22は52件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っている。</p> <p>【今後の方向性】 ・外来生物法に基づく規制や防除事業を引き続き実施する。また、外来生物法施行後5年を経過したことから、施行状況の検討を行いつつ、更に効果的な法律の運用、防除事業の実施を図る。 ・遺伝子組換え生物については、引き続き最新の知見を情報収集しつつ法に基づき生物多様性影響を防止するため、適切に審査を実施するとともに、国民への情報提供、意見聴取を実施していく。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> 【これまでの成果】 ・「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」について、生物多様性の保全や特定鳥獣の保護管理の推進を図るとともに、感染症への適切な対応を行う他、時代に即した鳥獣保護管理を実施するため、当該指針の見直しを進めた。 ・平成22年10月以降、全国16道府県、60羽で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、都道府県等と連携して全国の野鳥の監視体制を強化して対応を図った。</p> <p>【今後の方向性】 ・「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」を作成し、新指針に基づき、適正な野生鳥獣の保護管理のより一層の推進を図っていく。 ・鳥インフルエンザの今シーズンの全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスの適時適切な実施や渡り鳥の飛来状況調査など、着実に危機管理対応を実施していく。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・保護増殖事業や、レッドリストの見直し等において、検討会での専門家による指摘や知見を活用し、効果的・効率的に保全施策を実施している。</p>	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	野生生物課	作成責任者名	亀澤 玲治	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	-------	--------	-------	----------	-------------

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理							
施策の概要	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。							
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増							
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	100	269	163	138		129
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰り越し等(c)	0	△ 57	48	9		
		合計(a+b+c)	100	212	211	199		129
執行額(百万円)		92	155	266				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)			
	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		平成18年10月31日		・都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。 ・犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。			

測定指標	1 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標値
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		418千頭	374千頭	336千頭	315千頭	272千頭	-	209千頭
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 犬及び猫の殺処分率	基準値	実績値					目標
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		94%	91%	89%	88%	85%	-	減少傾向維持
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 犬及び猫の所有明示の実施率	基準値	実績値					目標値
		15年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		犬33% 猫18%	-	犬44% 猫26%	犬54% 猫32%	犬55% 猫37%	犬58% 猫43%	犬66% 猫36%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	・動物愛護週間行事を中心とした各種普及啓発事業の推進や都道府県等に引き取られた犬猫の収容、返還・譲渡を推進する取り組みを着実に実施することで、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。 ・平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的とした普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><動物愛護管理の推進> 【これまでの成果】 ・動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催、ホームページや各種パンフレット等の活用といった各種普及啓発事業を実施した。 ・都道府県等に引き取られた犬ねこを收容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主へ適正譲渡するため、施設の新改築に対する整備費補助、再飼養支援データベース・ネットワークシステムの運営管理及び関係自治体の職員等を対象とした講習会の開催等を実施した。 ・動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置を普及・推進した。 ・複数頭飼育の適正飼養を推進するためのパンフレットを作成した。 ・動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、毎年動物愛護管理基本指針の点検を図るとともに、平成22、23年度で実施している動物愛護管理法の見直しにかかる課題の解決に向けた検討を実施した。 ・東日本大震災に発生に伴い、被災地でのペットの適正飼養に必要なケージ及びテントを購入した。</p> <p>【今後の方向性】 ・ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策を行う。 ・都道府県等における動物の收容・譲渡活動を支援するための、施設整備補助、普及啓発、技術的助言、施設整備補助及び再飼養支援データベース・ネットワークシステムの充実等を継続する。 ・動物愛護管理基本指針について、策定から5年を目途とした見直しにかかる施策の進捗状況の実態を把握し、新たな目標等を検討する。 ・東日本大震災の発生を受けて、次の取り組みを実施する。 ①関係自治体及び団体等の取り組んだ被災ペットの救護活動の記録と、同様の大規模災害発生に対応した広域連携対応マニュアルの整備 ②マイクロチップによる個体識別措置の更なる普及・推進 ③被災ペットの有効な譲渡手法の開発 ・平成24年に予定される改正動物愛護管理法について、次の取り組みを実施 ①パンフレットや説明会等による改正法の普及啓発 ②改正法に基づき、必要な政省令の改正及び基準・ガイドラインの策定</p> <p><ペットフードの安全性の確保> 【これまでの成果】 ・平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会やシンポジウムの開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。また、犬猫以外のペットフードも法の対象とするか検討するために必要な調査を実施した。更にペットフードの安全性の確保のために必要な基準・規格の検討を実施した。</p> <p>【今後の方向性】 ・引き続き、ペットフードの安全性に関する知見の収集に務め、ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格及び体制の整備を図る。また、犬猫以外の動物のペットフードについても適切な給餌の推進を図る。</p>
-------------------	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・毎年6～7月に中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告し、意見内容は当該年度の動物愛護管理基本指針フォローアップ調査に反映している。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・平成22年度動物愛護管理行政事務提要(平成21年度末時点) ・動物愛護に関する世論調査(平成15年7月調査)(平成15年7月時点) ・平成22年度動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査業務報告書(平成23年3月23日～28日調査実施)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>西山 理行</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成23年6月</p>
--------------	--------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進						
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。						
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	11,580	11,214	10,934	10,243	8,977
		補正予算(b)	1,498	4,095	0	0	
		繰り越し等(c)	△ 1,952	△ 2,243	2,427	3,799	
		合計(a+b+c)	11,126	13,066	13,361	14,042	8,977
	執行額(百万円)	9,363	11,947	12,428			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			

測定指標	1 自然とのふれあい場である自然公園等の利用者の推移(千人)	基準値	実績値					目標値
		年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
		-	905,668	916,845	894,798	897,846	集計中	-
		年ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数	基準値	実績値					目標値
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		0	-	-	-	1	1	3
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	137,089	135,873	132,677	127,930	集計中	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況(毎年)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいを推進する人材の育成等によるエコツーリズムの推進や全国29の国立公園等において、安全で快適な公園利用等を促すために公園利用施設の新設や老朽化施設等の更新、自然生態系等の回復など自然とふれあう場の提供を実施。また、自然資源である温泉の保護と適正な利用を図った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいに関する情報の提供や人材の育成、エコツーリズムの総合的な推進(地域への技術的助言・情報収集・広報活動等)により、自然の保全と適正利用の推進を図った。また、全国29の国立公園等において、安全で快適な公園利用施設の新設・更新、自然生態系等の回復などの事業を実施するとともに、都道府県等が行う国定公園等の公園利用施設の整備に対して支援を行い、自然とのふれあいの場の提供を推進した。このほか、自然資源である温泉の保護と適正な利用を図った。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な利用が図れる「自然と共生する社会」の実現に資するよう、今後も国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成することを目的とした自然ふれあいメニューの拡充やエコツーリズムの推進を図るとともに、安全で快適な国立・国定公園等における公園施設の整備や温泉の適正利用を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名	堀上 勝 大庭 一夫	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	---------------------------	--------	---------------	----------	-------------